

**福島県獣医学生修学資金
貸与事業の御案内**

令和6年4月

福島県

目 次

1 事業の目的	1
2 貸与の申請	
(1) 貸与対象者	1
(2) 貸与額	1
(3) 募集人員	2
(4) 貸与申請の手続き	2
(5) 申請書の提出期限	2
(6) 申請様式	2
3 貸与決定とその後の手続き	
(1) 貸与者の選考及び決定の通知	3
(2) 契約の締結	3
(3) 貸与期間及び貸与方法	3
(4) 貸与の休止	3
(5) 貸与契約の解除	3
(6) その他届出が必要な事項	4
4 返還債務の免除	
(1) 返還債務の当然免除(全額免除)	4
(2) 返還債務の裁量免除(一部免除)	4
5 修学資金の返還	
(1) 均等返還	5
(2) 履行猶予	6
(3) 延滞利息	6
6 福島県職員採用試験に合格し、県の公衆衛生関係機関に勤務する 方の手続き	
(1) 獣医学生修学資金借用証書の提出	7
(2) 獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書及び獣医学生修 学資金返還明細書の提出	7
(3) 獣医学生修学資金返還債務免除申請書の提出	7
7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧	8

1 事業の目的

福島県獣医学生修学資金貸与事業は、福島県における公衆衛生獣医師を確保するため、将来、県の公衆衛生に関する業務を行う機関に獣医師として勤務しようとする獣医学大学の学生に対して、修学に必要な資金を貸与する事業です。

2 貸与の申請

(1) 貸与対象者

学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。)の獣医学を履修する課程に在学する方で、将来、県の公衆衛生関係機関(食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健福祉事務所など)に獣医師として勤務する意思のある方。

- 大学に入学した方及び在学している方が対象となります。
現在留年中、休学中の方は申請できません。
- 他の勤務義務のある修学資金等と併用できません。
なお、日本学生支援機構の奨学金は併用可能です。
- 県の公衆衛生機関は次のとおりです。
なお、所在地や主な業務内容については、「福島県職員 獣医師募集」のパンフレットをご覧ください。
 - ・食肉衛生検査所
 - ・動物愛護センター
 - ・県北保健福祉事務所
 - ・県中保健福祉事務所
 - ・県南保健福祉事務所
 - ・会津保健福祉事務所(動物愛護センター会津支所)
 - ・南会津保健福祉事務所
 - ・相双保健福祉事務所(動物愛護センター相双支所)
 - ・衛生研究所

(2) 貸与額

月額 100,000円

- 修学資金は貸与を決定した年度の4月分から貸与します。

(3) 募集人員

6名

➤ なお、貸与については、学年に偏りが生じないように考慮の上、決定します。

(4) 貸与申請の手続き

修学資金の貸与を希望する方は、以下に掲げる書類を福島県保健福祉部食品生活衛生課まで提出してください。

【提出書類】

① 獣医学生修学資金貸与申請書(様式第1号)

➤ 申請には2名の保証人が必要です。

- ・ 1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族
- ・ 他の1人は独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者

② 大学の学業成績証明書

➤ 申請する年度に大学に入学した方は、必要ありません。

③ 在学証明書(大学の獣医学を履修する課程に在学していることを証する書類)

④ 戸籍抄本

⑤ 履歴書

(5) 申請書の提出期限

令和6年12月20日(金)までに、必要書類を添えて提出してください。

【提出先】

福島県保健福祉部食品生活衛生課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7242 FAX 024-521-7925

E-mail shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

(6) 申請様式のダウンロードや詳細については

福島県食品生活衛生課

検索



3 貸与決定とその後の手続き

(1) 貸与者の選考及び決定の通知

申請手続で提出された書類の審査及び面接を行い、貸与者を選考します。

なお、面接は、必要がないと認められた場合は省略することがあります。

選考の結果については、「獣医学生修学資金貸与決定通知書」又は「獣医学生修学資金貸与不承認決定通知書」により申請者に通知します。

(2) 契約の締結

選考の結果、貸与が決定した方と福島県獣医学生修学資金貸与契約書を締結します。

(3) 貸与期間及び貸与方法

貸与を決定した年度の4月から卒学する年度の3月までの間、最長で6年間に渡り、毎月1か月分ずつ貸与します。

ただし、初回貸与は、4月分から貸与開始月分を併せて貸与します。

(4) 貸与の休止

大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

(5) 貸与契約の解除

貸与を受けている人が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

なお、契約が解除された方は、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について**獣医学生修学資金借用証書(様式第5号)**を提出してください。

① 退学したとき。

② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

※ 病気及びケガ等特別な事情を除き通算1年を超えて留年した場合が該当します。

④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

⑤ 死亡したとき。

⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(6) その他届出が必要な事項

3の(5)の他、貸与期間中に、次のとおり届出が必要な事項がありますので、該当した場合には、まずは電話、メール等により連絡してください。

- ① 氏名又は住所を変更したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ④ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- ⑤ 復学したとき。
- ⑥ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
- ⑦ 保証人が死亡したとき、又は破産手続き開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

4 返還債務の免除

(1) 返還債務の当然免除(全額免除)

貸与を受けた人が、大学を卒業した後2年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後、福島県職員採用試験に合格し直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師(非常勤は除く。)として勤務した場合で、次のいずれかに該当するときは、**返還が全額免除**されます。

- ① 県の機関に在職した期間のうち、休職、停職、育児休業その他の事由により県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務しなかった期間を除いた期間(以下「在職期間」という。)が、修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間に達したとき。
- ② 公務上の事由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき。

➤ 免除を受けようとする人は、**獣医学生修学資金返還債務免除申請書(様式第8号)**に、上記に該当することを証する書類を添えて申請してください。

また、申請の結果、免除が決定した場合は、決定の通知を受けた日から**10日以内**に、**獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)**を提出してください。

(2) 返還債務の裁量免除(一部免除)

貸与を受けた人が、次のいずれかの該当するときは、**返還する額の一部**が免除されます。

- ① 大学を卒業した後2年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務した場合において、在職期間が修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間に達しなかった場合は、返還債務の額に当該在職期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三(1.5倍)に相当する期間で割り算して得た数値をかけ算して得た額に相当する額。
 - ② 後述の5の(1)の①～⑤により返還することとなる場合において、死亡又は心身の故障のため貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合は、返還債務の全部又は一部に相当する額。
- 免除を受けようとする人は、**獣医学生修学資金返還債務免除申請書(様式第8号)**に、上記に該当することを証する書類を添えて申請してください。
- また、申請の結果、免除が決定した場合は、決定の通知を受けた日から**10日以内**に、**獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)**を提出してください。

5 修学資金の返還

(1) 均等返還

貸与を受けた人は、4の(1)の返還債務の当然免除(全額免除)される場合を除き、次のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日から6ヶ月後の月を起点として、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等返還の方法により返還しなければなりません。ただし、繰上返還を妨げるものではありません。

- ① 3の(5)により契約を解除されたとき。
- ② 獣医師となった後直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務しなかったとき。
- ③ 大学を卒業した後死亡したとき。
- ④ 県の職員でなくなったとき。
- ⑤ 大学を卒業した後2年以内に獣医師とならなかったとき。

- 修学資金を返還しなければならない人は、上記事由が生じた日から**20日以内**に、**獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)**を提出してください。

(2) 履行猶予

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める期間、返還債務の履行を猶予することができます。

- ① 大学を卒業した後2年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務し、在職しているとき。
→ 在職している期間
- ② 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
→ 当該事由が継続している期間
- ③ 契約が解除された後においても、引き続き大学に在学しているとき。
→ 当該在学している期間

➤ 返還債務の履行の猶予を受けようとする人は、**獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第9号)**に、上記に該当することを証する書類を添えて申請してください。

また、申請の結果、猶予が決定した場合は、**決定の通知を受けた日から、10日以内に、獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)**を提出してください。

さらに、猶予期間が満了した際には、**満了の日から20日以内に再度、獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)**を提出してください。

(3) 延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年14.5%の延滞利息がかかります。

6 福島県職員採用試験に合格し、県の公衆衛生関係機関に勤務する方の手続き

(1) 獣医学生修学資金借用証書の提出

修学資金の貸与期間が終了したときは、直ちに、貸与を受けた修学資金について獣医学生修学資金借用証書(様式第5号)を提出してください。

(2) 獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書及び獣医学生修学資金返還明細書の提出

県に在職している期間は、返還債務の履行が猶予されるので、獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第9号)を提出してください。

また、申請により猶予が決定した場合は、その猶予期間の満了の日から20日以内に獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号)を提出してください。

(3) 獣医学生修学資金返還債務免除申請書の提出

在職期間が貸与期間の二分の三(1.5倍)に達したときは、獣医学生修学資金返還債務免除申請書(様式第8号)を提出してください。

7 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

項目	提出書類
貸与申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学生修学資金貸与申請書(様式第1号) ・大学の学業成績証明書 ※申請する年度に入学した方は不要 ・大学の在学証明書 ・戸籍抄本 ・履歴書
貸与決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県獣医学生修学資金貸与契約書
貸与2年目以降の継続時	<ul style="list-style-type: none"> ・学業成績証明書 ※毎年4月30日までに提出
貸与期間終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学生修学資金借用証書(様式第5号)
在職期間が貸与期間の二分の三(1.5倍)に達するまで返還債務を猶予するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第9号) 【申請後、決定通知を受けたら】 ・獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号) ※通知日から10日以内に提出
返還債務猶予満了時	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学生修学資金返還明細書(様式第6号) ※猶予期間の満了の日から20日以内に提出
在職期間が貸与期間の二分の三(1.5倍)に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医学生修学資金返還債務免除申請書(様式第8号)
保証人変更時	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人変更承認申請書(様式第10号)
随時届出 ※まずは電話、メール等で御連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は住所を変更したとき ・退学したとき ・修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき ・休学又は停学の処分を受けたとき ・復学したとき ・保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき ・保証人が死亡、破産手続き開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき

